

令和6年度 介護サービス事業者等集団指導 質問及び回答

質問No.	サービス名	質問	回答
1	共通	<p>身体拘束廃止未実施減算について、令和7年4月15日（火）提出期限の介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出しているサービスは、令和6年度に提出済みのサービスは対象外という認識でよいか。</p>	<p>お見込のとおり、令和6年度に提出済みのサービスは対象外です。</p>
2	共通	<p>電子申請について、令和8年4月の本格稼働後は書面での届出は廃止となるのか。</p>	<p>原則、電子申請での提出となります。どのような場合が例外に該当するのかは、現在のところ国から示されていません。今後国からの通知等があれば周知してまいります。</p>
3	共通	<p>電子申請・届出システムの本格稼働は令和8年4月1日とのことだが、居宅介護支援事業も対象か。</p>	<p>全てのサービスが対象となります。</p>
4	共通	<p>集団指導の資料の中でサービス名が限定されている項目は、そのサービスに該当している事業所に有効なのであって、他のサービスでは対応しないが良いということで認識していますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

質問No.	サービス名	質問	回答
5	共通	<p>・業務継続計画未策定減算の体制届の提出について再度教えてください。</p>	<p>業務継続計画が策定できている事業所は、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書及び体制等状況一覧表を令和7年4月15日（火）までに郵送または窓口への持参により提出してください。期日までに届出がない場合は減算となります。</p> <p>※令和6年度に届出済みのサービスについては不要です。</p>
6	共通	<p>業務継続計画（BCP）の見直しについて、必要に応じて計画の改定は行いますが、検討した記録等は必要ですか。</p>	<p>運営基準上、検討した記録の保存は必要とされていませんが、記録を残している方が各事業所にて振り返る際に分かりやすいと思われます。</p>
7	居宅介護支援	<p>業務継続計画未策定減算について、居宅介護支援は体制等状況一覧表に項目がないが提出する必要があるのか。</p>	<p>介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出の必要はありませんが、業務継続計画は作成する義務があります。</p>
8	福祉用具貸与	<p>身体拘束廃止未実施減算について福祉用具貸与は3年の猶予期間とのことでしたが、義務化は令和9年からでしょうか。</p>	<p>福祉用具貸与事業所は身体拘束廃止未実施減算の対象外です。</p>

質問No.	サービス名	質問	回答
9	共通	<p>感染症の予防及びまん延防止に係る研修並びに訓練ですが、施設内で役割分担の確認、ケアの演習等を実施すること、とありますが、訓練の実施記録（参加者、内容等）、もしくは演習中の写真等の記録も必要になるのでしょうか。</p>	<p>研修や訓練を実施したことが客観的にわかるもの（記録等）を保存してください。</p>
10	共通	<p>「研修の機会の確保」の対応例3 内部研修の受講者全員が報告書を作成するとあるが、代表者が研修内容（概要）を記載し、所感等を受講者全員で記載する形で良いか？どのような形式が望ましいか具体的に教えて欲しい。</p>	<p>代表者が研修内容（概要）を記載し、所感等を受講者全員で記載する形式でも構いませんが、あくまで一例であるため、各事業所にてどういった方法が望ましいかはご検討ください。</p>
11	共通	<p>全職員が受講する研修について、他の事業所と兼務している従業員は、両方の事業所でそれぞれ研修を受講する必要がありますか。</p>	<p>複数の事業所合同で研修をされる場合は、当該事業所に所属する従業員が研修を行ったことが分かるよう記録し、<u>各事業所</u>で記録を保管してください。</p>
12	共通	<p>介護職員ではない送迎員には認知症介護基礎研修を受講する必要がありますか。</p>	<p>介護に直接携わる職員でなければ受講する必要はありません。</p>
13	共通	<p>事故発生時の対応について、利用者自身でおこした転倒も事故として記録が必要ですか。</p>	<p>事故として記録を残してください。</p>

質問No.	サービス名	質問	回答
14	居宅介護支援	<p>居宅サービス計画（居宅介護支援）の第6表の「サービス利用表」について、署名、押印を求めるということでしたが、「〇月度の利用表を説明、確認を得、交付とした。」と居宅介護支援経過に記録をしていることに加え、署名、押印は必要でしょうか。</p>	<p>第6表の「サービス利用表」について、令和6年3月15日付け、介護保険最新情報Vol.1213「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」に記載の居宅サービス計画書記載要領において、「居宅介護支援業者が保存するサービス利用票（控）に、利用者の確認を受ける。」とされています。電磁的記録による方法以外であれば、署名または捺印等により利用者の同意を得たことが確認できるようにしてください。</p>
15	居宅介護支援	<p>居宅サービス計画 第6表「サービス利用票」について、電子的記録とは、経過記録の「利用者から同意を得た」と記録する事ですか。</p>	<p>電磁的記録とは、情報がハードディスク（HD）やコンパクトディスク（CD）等に記録・保存された状態の事をいいます。電磁的記録としては、例えば、メールのメールアドレス・本文・及び日時等送信記録の保存により利用者から同意を得たことが分かる記録をいいます。</p>
16	居宅介護支援	<p>書類の保管について、  ①給付に関する書類は5年間保管と説明がありましたが、これは給付管理表のことでしょうか。  ②個別記録の中で、入院連携や退院連携に関する連携シートなども5年間の保管でしょうか。  ③連携した経過記録がソフト（パソコン）にあれば、よかったですでしょうか。</p>	<p>書類の保管について、  ①②報酬の請求に関する資料（加算の根拠となる資料を含む）の保管については、5年間保管をしてください。  ③電子的な保存でも可能ですが、保存期間中にデータの破損や削除をすることが無く、必要な時に確認できるようにしてください。</p>

質問No.	サービス名	質問	回答
17	居宅介護支援	<p>2人の訪問介護員等により訪問介護を行う場合には、必要な理由を居宅サービス計画書に記載するとあるが、「ケアプラン5表」への記録でも良いですか。</p>	<p>サービスを提供する事業所が確認できるよう、居宅サービス計画書（第1表または第2表等）に記載してください。提供の必要性を検討した際は、サービス担当者会議録に記載をしてください。それに加えて5表の居宅介護支援経過へ記載されてもかまいません。</p>
18	居宅介護支援	<p>入院時情報連携加算について、</p> <p>①入院時情報提供書の内容を居宅サービス計画書等に記載と書いてあるが、入院時情報提供書を保管していれば内容の記載は不要で良いですか。</p> <p>②「指摘事例の概要」居宅サービス計画等とは支援経過に記録で良いですか。支援経過以外でその他の記入方法がありましたら、記載例など教えて頂きたいです。</p>	<p>入院時情報連携加算について、</p> <p>①支援経過記録等に先方が受け取ったことを確認した旨の記録を残してください。</p> <p>留意事項通知において、「情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録すること。なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画の活用が考えられる。」とあり、平成30年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（vol.1）（平成30年3月23日）においても「入院先の医療機関とのより確実な連携を確保するため、医療機関とは日頃より密なコミュニケーションを図ることが重要であり、FAX等による情報提供の場合にも、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて居宅サービス計画等に記録しておかなければならない。」とされています。</p> <p>②お見込みのとおり。支援経過以外の記入方法は、例えば、入院時情報提供書の余白に、先方が受け取ったことを確認した記録を残すことでも可能と考えます。</p>
19	地域密着型サービス	<p>地域密着型サービスの運営推進会議について、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録を公表する方法はどのようなものがありますか。</p>	<p>例えば、当該記録を事業所の相談室等に掲示したり、ファイリングして自由に閲覧できるようにしたりする方法等が考えられます。</p>